

訪問看護ステーション ご利用の流れ



介護保険と医療保険のどちらかでのご利用となります。
お気軽にご相談ください。(※年齢、疾患によって保険が異なります)

介護保険

医療保険

認定あり

認定なし

居宅支援事業所
に相談

主治医
又は
医療相談室
に相談

- 40歳未満・・・難病、小児疾患など
- 40～64歳・・・40歳未満と同様、介護保険の特定疾病に該当しない方(がんの末期を除く)

+

65歳以上・・・介護保険の認定を受けていない方で訪問介護が必要な方

訪問看護の開始